

2018年6月29日

在学生の皆様へ

聖和短期大学事務室

被災地の皆様、被災地出身の学生の皆様、ご家族の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

聖和短期大学では、平成30年大阪府北部を震源とする地震にかかる災害救助法の適用を受けた下記地域世帯の学生に対し経済的支援を図るため、本人からの申し出により2018年度秋学期学費のうち授業料の減免措置を講じることになりましたのでお知らせいたします。

災害にあわれた世帯の方につきましては、至急、聖和短期大学事務室までご相談いただき、授業料の減免措置を希望する場合は下記内容を確認の上、手続きを行うようにしてください。

記

1. 対象者

平成30年大阪府北部を震源とする地震により被災され、災害救助法が適用された地域に居住し、被災された世帯の在学生で以下のいずれかの要件に該当する方。

- ① 被災地に居住する家計支持者が災害に起因する事由で亡くなられた方
- ② 家計支持者の所有・居住する家屋が全壊・半壊（修理不可能で取り壊すもの）及び滅失した方
- ③ 災害により家計支持者が負傷され、入院・長期加療を必要とする方
- ④ その他 ※④の場合、申請前に一度ご相談ください。

【指定地域】※後日追加される可能性もありますので、各自ご確認ください。

【大阪府】大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、四条畷市、交野市、三島郡島本町

2. 授業料の減免措置

災害救助法適用地域の学生：2018年度秋学期授業料全額免除

3. 提出書類

- ①本人の申請書（被災者学費・授業料減免措置申請書（在学生用））
- ②被災状況証明書等
 - ・「死亡診断書」（1-①の場合）
 - ・「市町村が発行する罹災証明書」（1-②の場合）
 - ・「家屋の損壊状況が証明できる書類」（1-②の場合）
 - ・「家計支持者の入院・長期加療を証明する医師の診断書」（1-③の場合）

※上記のほか大規模半壊・半壊の場合は「取り壊し申込書」もあわせて提出ください。

4. 申込期間

2018年8月31日（金）までに申込を行ってください。

■事務取扱時間

→平日 8:50~11:30、12:30~16:50、土曜日8:50~12:20

*8月中の事務取扱時間は以下のとおりです。

平日9:00~11:30、12:30~16:00、土曜日・日曜日・祝日：閉室

8月13日~21日：盛夏休暇のため閉室

5. 申込・問い合わせ先

聖和短期大学事務室

住所：〒662-0827 兵庫県西宮市岡田山7-54

電話：0798-54-6504

6. その他

日本学生支援機構奨学金の緊急貸与（第一種）、応急貸与（第二種）の申込を随時受け付けています。また、学生本人が該当地域に居住していて半壊以上の被害を受けている場合等は、JASSO支援金の対象となる可能性があります。

本件に該当される方は聖和短期大学事務室までご相談ください。

以上